

寝屋川民報

議会版

発行
日本共産党
寝屋川市議会議員団
824-1181
(内線 2399)
FAX No. 824-7760
Email: jcpncc@cc-net.or.jp
No. 1937

田中 ひさ子
国松町 10-36
☎ 823-1714

寺本 とも子
豊里町 38-1-105
☎ 829-9424

中林 かずえ
宝町 4-33
☎ 839-2289

中谷 光夫
高宮 155-8
☎ 823-5947

松尾 信次
下木田町 12-6
☎ 821-7427

固定資産税の引き上げ 地代や家賃に影響

5月市議会臨時会
に、専決処分の報告(寝
屋川市税条例、市消防
団員等公務災害補償条
例の一部改正等)が提
出されました。

市税条例の主な改定
内容は、個人市民税で
は、①均等割の「非課
税限度額」は、控除対
象配偶者又は扶養親族
のいる人の場合、加算
額を22万円から21
万円に引き下げる、②
所得割の「非課税限度
額」は、控除対象配偶
者又は扶養親族のいる
人の場合、加算額を3
5万円から32万円に
引き下げるなど、増税
になります。

また、固定資産税宅
地等の負担調整措置と
して、毎年度評価額の
5%を加えた額を課税
標準額にしようとする
ものです。これによっ
て今年度6100人が
値上げになります。

5月臨時会 日本共産党

市税条例一部改正案等に反対

日本共産党議員団
は、「毎年5%以上の
連続した固定資産税課
税標準額の引き上げが
都市計画税にも連動
し、地代や家賃への影
響も心配され、市民の
負担増となる」と反対
しました。

寝屋川市税条例の一部改正による影響

(1) 個人市民税

	影響人数	市税への影響額 (年額)
均等割の非課税限度額の変更 (22万円→21万円)	約150人	約45万円増
所得割の非課税限度額の変更 (35万円→32万円)	約150人	約240万円増



六月議会日程(案)は 左記のとおりです

6月定例市議会日程表 (案)

月日	曜	会 議
6/ 9	金	議会運営委員会
14	水	本会議 (第1日)
15	木	厚生・文教常任委員会
16	金	総務・建水常任委員会
20	火	議会運営委員会
21	水	本会議 (第2日)
22	木	本会議 (第3日)
23	金	本会議 (第4日)
27	火	厚生・文教常任委員会
28	水	総務・建水常任委員会
30	金	議会運営委員会 本会議・最終日

(2) 固定資産税及び都市計画税 (土地のみ)

	対象人数	影響額 (年額)
宅地等の負担調整措置の変更	市全域	約6,500万円の減収 ※ 従来制度では、約9,800 万円の減収見込みであっ た。

財団法人「飛鳥会」理事長の小西邦彦容疑者による業務上横領事件や、芦原病院(同市浪速区)への無担保の巨額の貸付金・補助金の不正流用など、大阪市が続けてきた不正乱脈な同和行政のゆがみの実態が次々と明るみに出ています。そのひどさにあきれるばかりです▼今回の西中島駐車場問題は、日本共産党大阪府会議員団が不正な同和行政の典型例として当初から取り上げ、市当局を追及し、契約破棄を求めてきたものです▼寝屋川市でも長年「部落解放同盟」いなるの不正な同和行政が続けられてきました。日本共産党や市民のねばり強いとりくみ等で、特別扱いは基本的になくなりました▼同時に廃プラ処理施設のように形を変えて特別扱いを続ける動きもあります。また大阪府教育委員会の学力調査は、特別扱いの復活につながるものです。時代を逆もどりさせてはなりません。

同和の特別扱い 復活にながめるもの

市教委は差別につながる 同和実態調査をやめよ

同和行政の終結を求める寝屋川市民会議は、新たな差別づくりにつながる同和実態調査をやめるよう市教委などに申し入れを行っています。

寝屋川市教育委員会は、大阪府から依頼を受け、今年4月から5月にかけて、市内の小学校6年生、中学校3年生を対象に学力調査、生活調査を実施しています。また、府が指定する10%程度の抽出校には、保護者調査をもとめ、その上に、旧同和校についてはすべての子どもの住所データの提出をもとめています。

4年前、特別措置法がなくなつて以降、同和行政についての市の基本的立場は「特別なことはしない」、地域の人たちの願いも、「特別扱いはしてほしくない」です。今、大阪市での不正な同和利権がマスコミでも報道され

ていますが、今回の調査は、寝屋川市での同和の特別扱い復活につながるものです。

寝屋川市教委は、「対象地域」(旧同和地区)が校区にある小・中学校から、住所データ等を府教委に提出することについて、寝屋川市個人情報保護審査会に諮問しました。

審査会は、これまで数回にわたつて審議され、答申が近く出される予定です。

吹田市の審査会では「同意せず」の答申

大阪市は、市議会で学力調査そのものを「実施しない」と表明。吹田市は、市個人情報保護審査会が、市教委の「同和問題の解決に向けた実態調査把握」に「同意せず」の結論をだしました。

和泉市の審査会は、データ収集自体に「条例違反の疑いあり」と述べ、市教委から保護者向けのお願いの文書を出しています。

市教委は、同和実態調査のための住所データの提出をやめるべきです。

二つの「九条の会」 平和をねがうつどい

14日、2つの地域の「9条の会」が「平和をねがうつどい」や「憲法9条平和まつり」を開催しました。

寝屋川団地・三井団地「平和をねがうつどい」では、太極拳、ハンドベル演奏のあと若者による平和への思い等が語られました。

また、「母の日に平和と憲法を考える」と題して大阪女性9条の会の代表であり、弁護士石田法子さんは、「アメリカによる押しつけ改憲の動きであり、ターゲットは9条。自民党の新憲法草案は、愛国心を押しつけ、軍隊を持ち、アメリカと一緒に戦争をする国に変えようとするもの。国民投票法はその



ためのもので語り、「憲法9条の大事さを多くの人に広げよう」と呼びかけられました。



議員日誌



田中 ひさ子

他市に引越してきた方から、電話をいただいたり、「寝屋川市にもどってきたから」とあいさつに來られる方があります。

生活相談に数年前見えた当時の相談内容を思い出しながら、その後どのように生

活されていたのか話を聞きませんが、生活はなかなか大変だったと。社会保障の改悪や雇用条件の悪化により生活が困難になっています。

少しでも、市民が安心して暮らせるように議員として責任の重さを感じます。